原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の主張の要旨は、被控訴代理人が、「民法第四七八条にいわゆる債権の準占有者とは、自己のために債権を行使する者、すなわち自ら債権者であると称 して債権を行使する者をいい、債権者の代理人として本人のため債権を行使する者 を包含しないものと解すべきである。本件の場合、aと称する者は、被控訴会社の 代理人として本件物品代金債権を行使したのであるから、東京特別調達局の同人に 対する本件物品代金の支払は、債権の準占有者に対する弁済として有効であるとい えない。」と述べた外は、原判決の事実に記載するとおりであるから、これを引用 する。

当事者双方の立証及び認否は、左記の外は、原判決の事実に記載するとおりであ るから、これを引用する。

被控訴代理人は新らたに、当審における証人b及び同cの証言並びに鑑定人d及 び同eの鑑定の結果を援用し、乙第一〇及び第一二号証の各一、二の成立を認め る。乙第七号証の表面部分の成立を認め、その裏面部分の成立を否認し、乙九、第 十一、第十三号証の成立は不知、なお乙第一二号証の一、二中のインクによる筆跡

Tー、
第十二号証の成立は不知、なの乙第一一号証の一、
一字のインノにある手動が
の自筆によるものであることは認める、と述べた。
控訴代理人は新らたに、乙第七号証、(第八号証は欠)、第九号証、第一〇号証の一、二、第一一号証、第一二号証の一、二及び第一三号証を提出し、当番における証人 f、同g、同h、同i、同j及び同kの証言並びに鑑定人dの鑑定の結果の一部(同人作成の昭和三〇年一月一六日附鑑定書の鑑定主の第二ないし第四項に記載された概定の結果となる。 載された鑑定の結果)及び同しの鑑定の結果を援用し、なお乙第一二号証の一、 中のインクによる筆跡はcの自筆によるものである、と述べた。

甶

(被控訴会社の代金支払の請求について)

プ、四〇〇個(代金七万一、二五〇円)、(ロ)、ノズル、八〇個(代金九〇万 四、〇〇〇円)、(ハ)、バイト、四〇〇個(代金二四万七、三五〇円)(以上物品を総称して、以下単に本件物品という。)を、代金合計一二二万二、六〇〇円で、いずれも連合軍調達物資として追浜兵器廠に納入する契約を結び、同年三月五 日その納入を完了したこと、被控訴会社の社員。が同年七月七日特調に出頭し、本件物品代金の支払請求書に、連合軍からの納品完了の書類を添えて提出したところ、特調経理部経理課の係官がこれを受け付けて、受取人をことする受理書番号第〇〇〇〇号の支払請求書受理書(乙第二号証、以下番号のみを記載する。)(支払 請求書受理書を以下単に受理書という。)をその控と共に作成し、これに同課の課長、総理府事務官m、受理書発行担当官、総理府事務官n、同hが記名捺印し、更 にnが右受理書とその控とに割印した後、同課の係官が受理書控を手もとにとど め、右受理書を c に交付したこと、その後特調から支払の公示があつたので、被控訴会社の社員 o が同月一六日午前一〇時頃特調経理部出納課に出頭し、被控訴会社の代金領収書(乙一の二)に、右受理書(乙二)を添えて提出して、本件物品代金の支払を請求したところ、これよりさる同日午前九時頃 a と称する者が特調経理部 出納課に現われ、被控訴会社名義の代金領収書(乙一の一)に、受理書を添えて提 出し、本件物品代金の支払を請求したので、同課の支払係官が、右請求者は被控訴 会社のため本件物品代金を受領する権限があるものと認め、小切手(乙七)を交付 して、右代金の支払を済ませたので、被控訴会社の社員。に対しては、既に本件物 品代金は支払済みであるとして、その支払を拒絶したこと、は当事者間に争がな

成立に争のない乙第二号証及び乙第一二号証の一、二並びに原審及び当審 原審証人c、同p、同i及び同nの証言を総合すると、特調における連合 軍調達物資の需品契約及び代金支払の手続の概要は、次のようであつた。すなわ ち、連合軍から特調に対して物資調達の要求があると、特調契約部契約第一ないし 第三課において、指名業者をして入札させ、その落札者と需品契約を締結して、契約書を作成する。(本件物品のような品目の需品契約事務は、契約第三課の所管で あつた。)業者が需品契約に基いて連合軍に納品を完了すると連合軍が高く、 業者が需品契約に基いて連合軍に納品を完了すると連合軍がら、代が需要である。 業者に対議の他の関係書類を活力を、 、大がによる。業者により、 、大がによる。 、たがによる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。 、たがになる。

以上の事実によると、aと称する者は、被控訴会社のため本件物品代金を受領する権限がなかつたことが明らかである。

しかしながら、前記偽造にかかる乙第一号証の一及び乙第三号証の一 を検証した結果及び成立に争のない乙第四号証、原審及び当審証人b、原審証人i 及び同nの証言並びに当審における鑑定人d及び同eの鑑定の結果を総合すると、 aと称する者が提出した偽造の受理書(乙三の一)や特調に保管されていた偽造の 受理書控(乙三の二)は、いずれも特調備え付けの用紙で作成され、右受理書と同 控とには、いずれにも同じく、受理書番号として第〇〇〇〇号、受付記号番号としてNB第××××号、発行年月日として昭和二六年七月七日、金額として一二二万 二、六〇〇円、契約名称としてJPNB $\Delta\Delta\Delta\Delta$ — $\Box\Box\Box$ 、受取人住所として東京都千代田区 s 町 t の u 、受取人氏名として a と記載され(但し、右受理書(乙三の 一)の受取人氏名は、最初「c」と記載され、後にそれが抹消されて、「a」と記 載されていることは、前記のとおり。)しかも右記載はすべて同一人の筆跡である。 こと、またいずれにも、特調名義の「昭和二六年八月五日」の支払期限の日附印が 押され、受理書発行担当官として、i名義の記名捺印があり、aの記名下には「a」とした小判型の捺印があるばかりでなく、右受理書と同控とは、特調経理部長名義の「書類受領専用」と表示された印及びn名義の印で契印され、しかもn及びi名義の右捺印又は契印は、同人等の印で押された印影であり、右日附印及びi名義の存まれた記述を表現した。 「書類受領専用」と表示された契印は、特調備え付けの印で押された印影であるこ と、n及びiは当時特調経理部経理第一課における受理書発行担当官であつたこ aと称する者が提出した偽造の代金領収書(乙一の一)中の被控訴会社及び同 会社取締役∨名義の印影が、かねて同会社から特調に届け出済みの社印及び代表者 印の印鑑(乙四)と同一であり、なお右代金領収書にはa名義の捺印があること、

が認められる。そして、特調経理部出納課の係官が、aと称する者に本件物品代金を支払つた際、同人が提出した受理書(乙三の一)及び被控訴会社名義の代金領収書(乙一の一)は形式的に欠けるところがなく、右代金領収書中の被控訴会社及び同会社取締役 v 名義の印影を被控訴会社から届け出済みの印鑑(乙四)と照合したが、相違なく、また右受理書は特調に保管されていた受理書控(乙三の二)と完全に符合すると認めたので、aと称する者は、被控訴会社の代理人として本件物品代金を受領する権限があるものと信じて、前記小切手を交付して、右代金を支払つたことは、当事者間に争がなく、しかも以上認定の事実に徴すると、出納課の係官がそう信じたことにつき、過失はなかったものと認定するのが相当である。

してみると、特調のaと称する者にした本件物品代金の支払は、債権の準占有者に対する善意無過失の弁済として、被控訴会社に対してその効力を有するものといわなければならない。

四、 被控訴会社は、「aと称する者が提出した受理書と符合する受理書控を偽造し、これを、被控訴会社が交付を受けた受理書と符合する受理書控とすりかえたのは、特調の係官であるから、aと称する者に対する本件物品代金の支払につき、 特調が善意であったとはいえない。」旨を主張するのである。

以上の事実からすると、受理書及び同控を偽造し、受理書控をすりかえるというような行為は、特調の内部の者すなわち職員の方が、外部の者よりは、比較的容易 になし得たであろうとは考えられるのであるが、そうだからといつて、以上の事実だけから、直ちに、特調の内部の者でなければ、このような行為はなし得なかつた ものと断定することはできない。まして後記認定に徴するときは、なお更である。 すなわち、(一)、原審及び当審証人i、原審証人n、当審証人k並びに同hの証 言によると、(1)、偽造の受理書及び同控に捺印されているnの丸型の印は、同 人が常時身につけていたが、時には同人の机のひきだしの中にしまつて置くことも あり、同人の小判型の印やiの印は、同人等が執務中は机の上に出して置き、退庁 後は各自の机のひきだしの中にしまつて置いたこと、(2)、特調名義の支払期限 の日附印及び経理部長名義の「書類受領専用」と表示された印は、経理第一課の窓 口係官の机の上かカウンターの上に置かれていたこと、(3)、受理書及び同控の 用紙は、特調経理部庶務掛の係官がその室の戸棚に保管していたが、その戸棚には 鍵の設備がなかつたこと、(戸棚に入り切らないときは、戸棚の上にのせて置くこ ともあつたこと)、経理第一課の係官が、庶務掛から右用紙を受け取ると、同課の 前の廊下(通路)の柱の蔭にある戸棚の中に保管していたが、その戸棚にも鍵がかけてなかつたこと、(4)、受理書控は、代金支払請求書その他の関係書類と共に、クリップ(紙挾)でとめ又は紙紐で結んで、経理第一課から経理第二課等に廻付された後、通常は金庫の中に保管されたが、退庁時が迫つたときなどは、経理第二課に廻付されないで、経理第一課の係官がこれをその室の戸棚の中にしまい、又 は机のひきだし(鍵の設備がなかつた)の中にしまつて、帰宅することもあつたこ と、が認められ、これらの事実によると、特調における受理書及び同控の用紙、特 調の庁印、受理書発行担当官の印及び受理書控その他の関係書類の保管が盗用のお それがない程厳重であつたとは考えられぬし、(二)、また原審及び当審証人f並びに原審証人n及び同wの証言によると、当時業者の中には、特調契約部契約第一課及び経理部経理第一課等の室内(執務場所)に無断で出入りする者が少くなく、 それらの者の中には、特調における事務の取扱に精通する者もいたこと、が認めら れるのであつて、以上の事実に徴すると、本件の受理書及び同控の偽造や受理書控 のすりかえが、特調の外部の者には、絶対にすることができなかつたと断言するこ とができないのである。

なお附言するに、原審及び当審証人b並びに原審証人qは、「aと称する者が提

出した偽造の代金領収書(乙一の一)に打字されたタイプライターの活字と同形の活字を使用するタイプライターが特調に二、三台あつた。」との趣旨を証言し、原 審及び当審証人c並びに原審証人wの証言によると、当時業者は、特調と需品契約 書を作成するため、それに必要な業者の印を特調契約部契約課に持参することがあ るが、その際業者が自ら契約書に捺印しないで、便宜上同課の係官に印を渡して捺 印してもらうことがしばしば行われており、本件物品の需品契約書を作成する際に も、被控訴会社の社員とが被控訴会社の社印及び同会社取締役、の印を持参し、特 調契約部契約第三課の係官にこれを渡して、右契約書に捺印させたこと、が認められ、(この認定に反する原審証人f及び当審証人gの証言は採用しない。)、これ らによると、本件の被控訴会社名義の代金領収書(乙の一)を偽造したのは、特調 の内部の者であり、ひいては特調の内部の者が右領収書と共に本件の受理書及び同 控をも偽造したのではないかと、疑えないこともないようである。しかし、前記b 及びqの証言は、原審証人fの証証言及び当審における鑑定人dの鑑定の結果に比照すると、必しも信用することができないのみならず、当審証人bの証言によるまでもなく、右代金領収書に打字されたタイプライクーは当時特調以外にも相当備え付けられていたものと考えられるので、前記b及びqの証言によつては、右代金領収書が特別供表がは別告されたのなる。 収書が特調備え付けのタイプライターで打字されたもの、従つてそれが特調の内部 の者によつて偽造されたものと認定することは困難である。またcが特調契約部契 約第三課の係官に、本件物品の需品契約書に捺印させるため、被控訴会社の社印等 を渡したことがあつたからといつて、そのことだけで、その機会に、特調の内部の 者が被控訴会社の社印等を冒用して、右代金領収書を偽造したものと速断すること もできない。

以上の次第であり、他に、特調の内部の者が本件の受理書及び同控を偽造し、受理書控をすりかえたとの事実を認めるに足りる証拠がないから、このような事実の存在を前提として、aと称する者に対する本件物品代金の支払につき、特調が善意でなかつたとの被控訴会社の主張は理由がない。

五、 被控訴会社は、「特調における受理書及び同控の用紙、庁印、担当係官の 印並びに受理書控の保管に欠くるところがあり、部外者をして本件の受理書及び同 控の偽造ないし受理書控のすりかえを可能にさせたことについて、特調の係官に重 過失があつたものというべく、従つて特調は、aと称する者に対する本件物品代金 の支払につき、善意を主張することはできない。」旨を主張するのである。

特調における受理書及び同控の用紙、庁印、受理書発行担当官の印並びに受理書控その他の関係書類の保管が必しも厳格でなかつたことは、既に述べたとおりである。しかし、そのことから、特調経理部出納課の係官が、aと称する者に本件物品代金を支払つた際、本件の受理書及び同控(乙三の一、二)が偽造され、受理書控がすりかえられていたこと、従つてaと称する者が被控訴会社のため本件物品代金を受領する権限を有しなかつたことを知り、又は知らなかつたことにつき過失があったものと認定することは不可能であるから、被控訴会社の右主張は理由がない。本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語は表表が提出した代金領収書(スーの一)は、本語によるの世界の一般に対しています。

六、 被控訴会社は、「aと称する者が提出した代金領収書(乙一の一)は、あらかじめ白紙に被控訴会社の社印及びその代表者の印を押して置き、これにタイプライターで文言を打字して、作成されたものであるが、このことは、特調の係官が、支払の際、文書の裏側から見るなど少し注意すれば、容易に発見し得たはずであるから、aと称する者に対する本件物品代金の支払につき、特調に過失があった。」旨を主張するのである。

とから、右代金領収書が偽造されたものであることを判定することは困難であつたといわなければならない。故に、右代金領収書の作成方法のことから、aと称する 考に対する本件物品代金の支払につき、特調に過失があつたとの被控訴会社の主張 は理由がない。

被控訴会社は、「aと称する者は、被控訴会社の代理人として、同会社の ためにする意思を以つて本件物品代金債権を行使したのであつて、自らその債権者 としてこれを行使したものでないから、民法第四七八条にいわゆる債権の準占有者にはあたらず、従つて同人に対する特調の本件物品代金の支払は、これを有効とす

ることができない。」旨を主張するのである。 aと称する者が、被控訴会社の代理人として、太件物品代金の支払を請求し、これを受け取つたものであることは、既に述べたとおりである。

〈要旨〉しかし、民法第四七八条にいわゆる債権の準占有者とは、自己のためにする意思を以て債権を行使する者を〈/要旨〉いうのであるが(民法第二〇五条参照)、 本来債権者の代理人として債権を行使する者は、債権者のためにする意思を有すると共に、代理人として債権を行使することについて、自己の利益が存するのであるから、あたかも物の管理占有におけると同じように代理人自身の準占有が成立する。 わけであり、従つて債権者の代理人として債権を行使する者も、同条にいわゆる債 権の準占有者ということができる。のみならず、民法第四七八条の規定の趣旨から いつても、債権者の代理人として債権を行使する者を同条にいわゆる債権の準占有 者から除外すべき理由がない。けだし、同条が債権の準占有者に対する善意の弁済 を有効とした趣旨は、真実の債権者でない者でも、取引の通念上債権を行使する権 限があると認めるに足りる外観を備える考に対してなされた善意の弁済を有効として、弁済者を保護し、取引の安全と円滑を期したものに外ならないから、この場 合、債権者本人として債権を行使する者に対する弁済と、債権者の代理人として債 権を行使する者に対する弁済とによつて、弁済者の保護を異にすべき理由がないか らである。

本件の場合、 aと称する者が提出した代金領収書及び受理書は形式的に欠けると ころがなく、右代金領収書中の被控訴会社及びその代表者名義の印影を被控訴会社から届出で済みの印鑑と照合したが、相違なく、また右受理書は特調に保管されていた受理書控と符合した以上、このような代金領収書及び受理書を提出したaと称する者は、取引の通念からいつて、被控訴会社の代理人として本件物品代金債権を行使する権限があると認めるに足りる外観を備えた者ということができる。従って 同人に対して特調経理部出納課の係官が善意無過失でした本件物品代金の支払は、 債権の準占有者で対する弁済として、有効であるといわなければならない。被控訴 会社の右主張は採用することができない。

八、以上の次第で、特調は、既に債権の準占有者と認められるaと称する者に 善意無過失で本件物品代金の支払をしたのであるから、被控訴会社の右代金支払の 本訴請求は、失当である。

(被控訴会社の損害賠償の請求について)

被控訴会社は、特調の係官が、故意又は過失により、被控訴会社の本件物 品代金債権を消滅させ、これによつて右代金と同額の損害を被控会社に蒙らせたと 特調の係官の右不法行為として、第一に、「特調経理部経理第一課の受理書発 行担当官であるn及びiが、被控訴会社が特調から交付を受けた受理書と同一内容 の受理書を自ら二重に作成して、これに記名捺印し、又は同人等の補助者が二重に 作成した受理書に記名捺印して、不正な受理書を発行した。」旨を主張するのであ

しかしこのような事実を認めるに足りるなんらの証拠もない。むしろ、aと称す る者が特調に提出した受理書には、受理書発行担当官としてn及びi名義の記名捺 印があるが、右受理書は、同人等が作成し、又は記名捺印したものではなく、他の 何人かによつて偽造されたものであることは既に述べたとおりであるから、同人等に、被控訴会社が主張するような第一の不法行為が存在しないことは、明らかであ 。 る。_

被控訴会社は、特調の係官の右不法行為として、第二に、 「特調の係官が 受理書控のような重要書類の保管を怠つた」旨を主張するのである。

特調における受理書及び同控の用紙、庁印、受理書発行担当官の印及び受理書控 その他の関係書類の保管が必しも万全でなかつたことは、既に述べたとおりであ ろ。しかし、被控訴会社の本件物品代金債権が消滅したのは、何人かが受理書、同 控及び代金領収書を偽造し、受理書控をすりかえ、aと称する者が偽造にかかる右 受理書及び代金領収書を提出して、特調から本件物品代金を受領したことによるのであつて、特調の係官が受理書控その他の関係書類等の保管を怠つたことと、被控訴会社の右債権が消滅したこととの間には、相当因果関係がないと認めるべきであ る。すなわち、特調の係官が右の保管を怠つたことが、被控訴会社の右代金債権を 消滅させたものとはいえないから、特調の係官に、被控訴会社が主張するような第 二の不法行為は成立しない。

三、以上の次第であるから、特調の係官の不法行為を前提とする被控訴会社の 損害賠償の本訴請求は、その他の点について判断するまでもなく、失当である。 第三、よつて、被控訴会社の控訴人国に対する本訴請求は、これを棄却すべく、 これと趣旨を異にする原判決は不当であるから、民事訴訟法第三八六条、第九六 条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 角村克己 判事 菊池庚子三 判事

吉田豊)